

別添 5

植物品種保護の出願書について

植物品種保護登録証のための出願 (USDA)

ST-470 Application for PVP Certificate

出願の説明と別添様式

植物品種保護室 (PVP0) に効果的に提出するためには、以下の項目の全てを PVP0 に受領させなければならない。

- (1) 出願者が署名した出願書、(2) 必要事項を満たした別添様式 A、B、C、E、
- (3) 塊茎で増殖する品種については、生長可能な (植物全体を再現するという意味で) 組織培養物は、認可された公共貯蔵所に寄託され維持されるということの宣誓；
- (4) 米国内の会計担当者に支払われる 4,382 ドル (申請手数料 518 ドル及び審査手数料 3,864 ドル) のクレジットカード又は小切手による米国銀行への支払い (規則及び実務規則のセクション 97.6 を参照)。

最新：種子で増殖する品種については、出願者は、少なくとも 3000 粒の生長可能な未処理の種子そのものを提供しなければならず、ハイブリッド品種については、品種を増殖するのに必要な各系統の未処理の種子を少なくとも 3000 粒提供しなければならない。一部の申請は、90 日以内に未申告のまま出願者に返却される。いかなる種子も PVP0 に送られてはならない。塊茎を除いて、直接供託するための指示は提出書と共に送付される。郵便申請及びその他の必要事項は USDA、AMS、S&T、1400 Independence Avenue, SW、Room 4512 South Building、Stop 0274、ワシントン DC 20250 の Plant Variety Protection Office に送付する。以下の項目を除いて、出願書の印字面にあるすべての項目は読んでの通りの事である。

この ST 470 出願書に記載されている事項

- ❖ 項目 18 - バイオテクノロジーの成果物は、バイオテクノロジーの規制のための米国の調整枠組みの下で規制されている、植物の染色体中の特定の部位への核酸構築物の単一挿入として定義される。詳細は <http://www.aphis.usda.gov/biotechnology> を参照。
- ❖ 項目 20. 「はい」が指定されている場合 (認証種子¹の一つのクラスとして品種名称だけで売られているこの品種の種子)、出願者は品種が売却されてラベル付けされた後のこの肯定的な決定や公表された決定が発行された証明書を取り消すことはできない。ただし、「いいえ」が指定されている場合、出願者は選択肢を変更することができる。(規則及び慣習の規則、第 97.103 項を参照)。

¹ 基準が長官によって承認された品種に関する遺伝的純度及び品種識別の基準に適合するように、公式の種子認証機関によって特定された種子。

- ❖ 項目 23. 適格要件については、法律第 41 条、第 42 条、第 43 条及び第 97.5 条を参照。
- ❖ 項目 24. 先の出願日の利益を主張するための指示については、法第 55 条を参照。

出願書及び別添様式の訂正は、イニシャルと日付を書き込まなければならない。修正のために修正用具を使用しない。証明書が許可されている場合は、証明書の発行のために 768 ドルの「米国財務省出納局長」を受取人とする小切手かクレジットカードによる支払いの送付を要求される。証明書は、ライセンシー又は代理人ではなく出願者に発行される。

名前の認可に関する指示

他の品種名との競合を避けるため、登録証書が発行される前に出願者は適切な認証当局をチェックし、出願品種の恒久的な名称（たとえそれが親で近交系であっても）が、適切な認証当局によって明確にされたことを提供しなければならない。例えば、農作物や野菜作物に関しては、米国農務省の農業マーケティングサービス、家畜及び種子プログラム、種子管理検査所、801 Summit Crossing Place, Suite C, Gastonia, North Carolina 28054-2193 Telephone : (704) 810-8870.
<http://www.ams.usda.gov/lsg/seed.htm>。

所有権又は譲渡の変更に関する重要なお知らせ

出願者／所有者は、出願書／登録証書の有効期限内に、住所の変更や所有権の変更、譲渡、所有者の代理人への通知を PVP0 に伝える必要がある。住所変更の手数料、所有者の代理人、所有権又は譲渡、又は所有者名の変更は、規則の第 97.175 項に明記されている。（規則 101 条、規則 97.130, 97.131, 97.175 (h)、慣行規則参照）。

種子サンプルの送付方法

国内（米国）からの場合：米国内の種子サンプルは、米国郵便局ではなく、商業運送業者（FedEx、UPS など）を介して、次の住所の NCGRP に直接送付する。

USDA-ARS-NCGRP, Attn : PVP コーディネーター、1111 South Mason St., Fort Collins, CO 80521-4500, Telephone : 970-492-7500。

米国外からの場合：

1. 米国に種子を輸入するのに必要な書類を請求するには、
NCGRPatPVPCoordinator@ars.usda.gov まで電子メールで連絡する。この文書には、この貨物に固有の輸入許可住所ラベルと輸入許可証の写しが含まれている。
2. 輸入ラベルは、割り当てられた貨物にのみ有効であり、再使用することはでき

ない。米国外の出願者からの適切な書類（輸入許可書と輸入住所ラベル）なしで出荷された種子は、破棄される可能性がある。

3. 輸入許可証の写しを種子とともに同封することが求められる。
4. USDA Animal Plant Health Inspection Service (APHIS) の規則に基づき、原産国から発行された植物検疫証明書は、米国外で入手したすべてのサンプルに添付しなければならない。
5. 送付する箱の中には、1) 種子寄託出願書類、2) 植物防疫検疫所（USDA-ARS-NCGRP）の検査後に種子がどこに出荷されるかを示す手紙と 3) 植物検疫証明書を入れる。

別添様式 A を完成させるための説明 - 出願品種の来歴及び育成経歴

出願者は以下のものを提供する。

1. 育種法を含む育種系統図の全てを公表する²。
2. この品種を開発するための選抜と増殖段階の詳細；この品種の特性における均一性の変動レベルの報告（商業的に受け入れられる変動は許容される）。
3. 品種がすべての顕著な特性において変化しないで種子増殖されるサイクル数を示す遺伝的安定性の陳述。
4. 再生産及び増殖の間に観察される変異体のタイプ及び頻度。

知的財産権を取得するには開示が必要。この開示の一部として、出願者は、品種の保護と引き換えに、出願者の発明に関する情報を公衆に提供することである。植物品種保護に関しては、別添様式 A（出願品種の来歴及び育成経歴）に育成親及び育種方法の完全な開示が含まれる。

また、育成経歴と育種方法の一部として、別添様式 A には、選抜と増殖段階の詳細が選抜条件とともに含まれる。さらに、出願書でどこか明白でないか又は含まれない場合、別添様式 A では、出願品種が直接の親と区別することができる特性を提供する。

最後に、品種の通常の維持継代期間中に予想される遺伝的変異、その変異体の詳細、及びそれらの頻度があるかどうかを説明する別の文言も提供する。一般に、変異体の頻度は 5% を超えてはならない。このレベルを超える場合、品種の均一性と安定性が疑問視されるかもしれない。

別添様式 B を完成させるための説明 - 区別性についての記述

区別性の記述を作成するには、出願者は以下の手順に従うものとする。 **追加のスペースが必要な場合は、別添様式にあなたのサポートデータを添付し、下記の別添様式

² F1 の場合でも親等の情報が全て開示されると思われる。